

改正後	改正前
<p>長崎県公共建築工事積算基準等資料</p> <p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 工事費</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>附表 補正市場単価算出方法 ※参照</p> <p>(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(平成30年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p> <p>第1編 ～ 第2編 (略)</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6</u> 工事に伴う湧水の排出費用 (略)</p> <p><u>7</u> 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い (1)～(4) (略)</p> <p>表1-1 (略)</p> <p><u>8</u> その他工事として取り扱う工事 (略)</p>	<p>長崎県公共建築工事積算基準等資料</p> <p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 工事費</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>附表 補正市場単価算出方法 ※参照</p> <p>(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(平成29年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p> <p>第1編 ～ 第2編 (略)</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6</u> <u>本来一体とすべき工事を分割した場合の算定</u> 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。</p> <p><u>7</u> 工事に伴う湧水の排出費用 (略)</p> <p><u>8</u> 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い (1)～(4) (略)</p> <p>表1-1 (略)</p> <p><u>9</u> その他工事として取り扱う工事 (略)</p>

表1-2 その他工事としての取り扱い（建築工事）

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品	(略)		
	(略)		
造園工事	(略)		
	(略)		
舗装工事	(略)		
	(略)		
取り壊し工事	種目で取り壊し工事※として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事、 直接仮設（解体用） については、一般（改修）工事とする。		
とりこわし費	○ 集積積み	○ アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○ とりこわし機械運搬	○ 直接仮設（解体用）	×

※ 建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）

表1-3 その他工事としての取り扱い（機械設備工事）

(略)

9 専門工事業者に直接発注する工事（電気工事、管工事を除く）

(略)

1.0 その他工事を単独で発注する場合の算定

(略)

1.1 指定部分及び指定部分工期

(略)

1.2 産廃税、有価物の取り扱い

(略)

第2章 離島調整費

表1-2 その他工事としての取り扱い（建築工事）

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品	(略)		
	(略)		
造園工事	(略)		
	(略)		
舗装工事	(略)		
	(略)		
取り壊し工事	種目で取り壊し工事※として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。		
とりこわし費	○ 集積積み	○ アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○ とりこわし機械運搬	○	

※ 建築物等の解体施工を行う工事。

表1-3 その他工事としての取り扱い（機械設備工事）

(略)

1.0 専門工事業者に直接発注する工事（電気工事、管工事を除く）

(略)

1.1 その他工事を単独で発注する場合の算定

(略)

1.2 指定部分及び指定部分工期

(略)

1.3 産廃税、有価物の取り扱い

(略)

第2章 離島調整費

(略)

第3章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

2 共通仮設費

(1) (略)

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) (略)

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 3(4)の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章7による。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。

(ハ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 3(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

(ヘ) (ト) (略)

ロ. 積み上げによる算定

(略)

(イ) ~ (ホ) (略)

(ヘ) 機械器具等

①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

(略)

表2-1 (略)

(ト) ~ (チ) (略)

(2) ~ (4) (略)

第4章 現場管理費

1 (略)

2 現場管理費の算定方法

(1) (略)

イ. 現場管理費率による算定

(イ) ~ (ハ) (略)

(略)

第3章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

2 共通仮設費

(1) (略)

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) (略)

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 3(4)の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章8による。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。

(ハ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 3(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。

(ヘ) (ト) (略)

ロ. 積み上げによる算定

(略)

(イ) ~ (ホ) (略)

(ヘ) 機械器具等

①新営工事における荷揚用揚重機械の費用

(略)

表2-1 (略)

(ト) ~ (チ) (略)

(2) ~ (4) (略)

第4章 現場管理費

1 (略)

2 現場管理費の算定方法

(1) (略)

イ. 現場管理費率による算定

(イ) ~ (ハ) (略)

(二) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 4 (6) の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

(ホ) (略)

ロ. 積み上げによる算定

(2)～(5) (略)

第5章 一般管理費等

(略)

第4編 単価及び価格

第1章 共通事項

1 単価及び価格に関する数値の取り扱い

(略)

(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等

イ. 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

ロ～ニ (略)

(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額の計上

イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理は有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は、十円単位とし、十円未満の単価の場合は一円単位とする。

ロ～ハ (略)

2～5 (略)

6 市場単価等の補正

本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、市場単価の補正を新営の場合、改修の場合共におこなう。なお、市場単価の補正方法は以下による。

また、表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率には、第4編第1章9(3)ロ基準補正単価における、市場単価及び補正市場単価の補正率が含まれているので補正率及び以下の式により基準補正単価を算定する。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合においても以下

(二) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 4 (6) の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。

(ホ) (略)

ロ. 積み上げによる算定

(2)～(5) (略)

第5章 一般管理費等

(略)

第4編 単価及び価格

第1章 共通事項

1 単価及び価格に関する数値の取り扱い

(略)

(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等

イ. 平均値を採用する場合の端数処理は有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

ロ～ニ (略)

(4) 細目別内訳書への単価及び金額の計上

イ. 細目別内訳書に計上する単価に、標準歩掛り等(市場単価の補正を含む。)により算出した単価、刊行物掲載価格による単価、見積価格等による単価を採用する場合の端数処理は有効上位3桁とする。ただし、刊行物掲載価格による単価を採用する場合は、掲載価格の有効数字の桁数と比較し、大きい方の桁を有効数字の桁数とする。なお、千円未満の場合は、十円単位とし、十円未満の単価の場合は一円単位とする。

ロ～ハ (略)

2～5 (略)

6 市場単価等の補正

本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、市場単価の補正を新営の場合、改修の場合共におこなう。なお、市場単価の補正方法は以下による。

また、表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率には、第4編第1章9(3)ロ基準補正単価における、市場単価及び補正市場単価の補正率が含まれているので下式により算定する。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合も以下の表、各組

の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

市場単価等への法定福利費の反映状況に応じ、補正率を見直す場合がある。

【新営の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準補正単価}$$

【改修の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修の基準補正単価}$$

表 A-1 基準補正単価の補正率

細目	摘要	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.01	1.01
既成コンクリート		1.01	1.09
防水工事		1.01	1.07
防水工事(シーリング)		1.01	1.13
石工事		1.01	1.08
タイル工事		1.01	1.11
木工事		1.01	1.08
屋根及びとい		1.01	1.08
金属工事		1.01	1.08
左官工事		1.01	1.14
建具(ガラス)		1.01	1.09
建具(シーリング)		1.01	1.15
塗装工事		1.01	1.14
内外装工事		1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)		1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.05
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01

※ 細目に記載のない外壁改修工事、撤去工事、とりこわしの補正率は1.01とする。

且の補正率により算出する。

市場単価等への法定福利費の反映状況に応じ、補正率を見直す場合がある。

【新営の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営市場単価}$$

【改修の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修補正単価}$$

表 A-1 基準補正単価

細目	摘要	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.01	1.01
既成コンクリート		1.01	1.09
防水工事		1.01	1.08
防水工事(シーリング)		1.01	1.12
石工事		1.01	1.10
タイル工事		1.01	1.11
木工事		1.01	1.08
屋根及びとい		1.01	1.09
金属工事		1.01	1.10
左官工事		1.01	1.14
建具(ガラス)		1.01	1.08
建具(シーリング)		1.01	1.15
塗装工事		1.01	1.14
内外装工事		1.01	1.14
内外装工事(ビニル系床材)		1.01	1.06
ユニットその他		1.01	1.04
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01

※ 細目に記載のない外壁改修工事、撤去工事、とりこわしの補正率は1.01とする。

表 E-1 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.01	1.14
	位置ボックス及び位置ボックス用ホテナック	1.01	1.17
	フックボックス	1.01	1.12
	フックボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.13
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.16
電動機その他接続材 工事	金属製可とう電線管	1.01	1.14
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表 M-1 基準補正単価の補正率

細 目	摘 要	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用	1.01	1.14
	ダクト用及び消音内貼	1.01	1.14
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.01	1.14
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ等の取付手間のみ	1.01	1.20
衛生器具	取付手間のみ	1.01	1.20

7 ~ 8

9 (略)

(1) ~ (2) (略)

表 E-1 基準補正単価

工 種	摘 要	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ホテナック	1.01	1.17
	フックボックス	1.01	1.10
	フックボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.16
電動機その他接続材 工事	金属製可とう電線管	1.01	1.15
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表 M-1 基準補正単価

細 目	摘 要	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.01	1.14
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.01	1.14
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ等の取付手間のみ	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.01	1.21

7 ~ 8

9 (略)

(1) ~ (2) (略)

表A-2 執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修※	備 考
仮設	-	
土工	-	
地業	-	
鉄筋	-	
コンクリート	-	
型枠	-	
鉄骨	-	
既製コンクリート	○	
防水	○	
石	○	
タイル	○	
木工	○	
屋根及びとい	○	
金属	○	
左官（仕上塗材仕上）	-	
左官（仕上塗材仕上以外）	○	
建具	○	
塗装（改修標仕仕様）	○	
内外装	○	
仕上げユニット	○	
排水	-	
構内舗装	-	
植栽	-	
仮設（改修）	-	
撤去	-	
外壁改修	-	
とりこわし	-	

※ -：基準単価、○：基準補正単価

表A-2 執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修※	備 考
仮設	-	
土工	-	
地業	-	
鉄筋	-	
コンクリート	-	
型枠	-	
鉄骨	-	
既製コンクリート	○	
防水	○	
石	○	
タイル	○	
木工	○	
屋根及びとい	○	
金属	○	
左官（仕上塗材仕上）	-	
左官（仕上塗材仕上以外）	○	
建具	○	
塗装（改修標仕仕様）	○	
内外装	○	
仕上げユニット	○	
構内舗装	-	
植栽	-	
仮設（改修）	-	
撤去	-	
外壁改修	-	
とりこわし	-	

※ -：基準単価、○：基準補正単価

表E-2 (略)

表M-2 執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修※	備考
配管工事（屋内一般、機械室・便所）	○	屋上施工を含む
配管工事（屋外・共同溝）	—	
配管工事（地中）	—	
配管付属品	○	
保温工事	○	
塗装及び防錆工事	○	
機器搬入	○	
総合調整	○	
土工事	—	
コンクリート工事	○	屋内基礎等
機器類の据付	○	
ダクト設備	○	
ダクト付属品	○	
自動制御設備	○	歩掛りによる場合
衛生器具設備（ユニットを除く）	○	
樹類	—	
消火設備（特殊消火を除く）	○	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	
ダクト端部閉塞	○	
インバート改修	—	
撤去（再使用する）	—	
撤去（再使用しない）	—	
再取付け	○	

注）屋内、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

※ —：基準単価、○：基準補正単価

表E-2 (略)

表M-2 執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修※	備考
配管工事（屋内一般、機械室・便所）	○	屋上施工を含む
配管工事（屋外・共同溝）	—	
配管工事（地中）	—	
配管付属品	○	
保温工事	○	
塗装及び防錆工事	○	
機器搬入	○	
総合調整	○	
土工事	—	
コンクリート工事	○	屋内基礎等
機器類の据付	○	
ダクト設備	○	
ダクト付属品	○	
自動制御設備	○	歩掛りによる場合
衛生器具設備（ユニットを除く）	○	
樹類	—	
消火設備（特殊消火を除く）	○	歩掛りによる場合
配管分岐・含流・切断	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	
ダクト端部閉塞	○	
インバート改修	—	
撤去（再使用する）	—	
撤去（再使用しない）	—	
再取付け	○	

注）屋内、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

※ —：基準単価、○：基準補正単価

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

(略)

イ. (略)

ロ. 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。

ハ ~ ニ (略)

10 ~ 13 (略)

※ 「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（平成30年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第3編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

(略)

イ. (略)

ロ. 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を状況に応じて適切に計上する。

ハ ~ ニ (略)

10 ~ 13 (略)

※ 「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（平成29年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第3編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。